

第 3 章 将来に向けた内航輸送のサービス維持・確保

第 1 節 日本の物流を支える内航海運の安定と成長への取組

(1) 内航海運業の現状と課題

内航海運は、国内貨物輸送全体の 44%、また、鉄鋼、石油製品、セメント等の産業基礎物資輸送の約 8 割を担っており、我が国の国民生活や経済活動を支える基幹的輸送インフラとして重要な役割を担っている。

一方で、産業基礎物資輸送が輸送需要の大宗を占めることから、人口減少、国内需要の縮小、国際競争の進展に伴う産業構造の変化等から内航貨物全体の輸送量はピーク時に比べ 27% (トンキロベース) 減少となっており、将来的にも輸送需要の大きな伸びは期待できない状況にある。さらに、99.6% が経営基盤の脆弱な中小企業であり、また、寡占化された荷主企業への専属化・系列化が固定化している業界構造にあるため、自らの努力のみでは輸送需要を増加させることが難しい状況にある。加えて、船齢が法定耐用年数 (14 年) 以上の船舶が全体の 7 割を占め、50 歳以上の船員の割合が 5 割を超えるという船舶と船員の「2 つの高齢化」などが構造的課題となっている。また、モーダルシフトの推進等 (本章第 3 節)、地球環境問題への対応も求められている。

(2) 「内航未来創造プラン～たくましく 日本を支え 進化する～」の策定

内航海運を巡るこれらの諸課題について、関係者間で議論すべきとの提言 (交通政策審議会海事分科会基本政策部会 (2015 年 7 月)) や、社会全体における生産性向上の要請等を踏まえ、内航海運が安全・良質な輸送サービスを持続的に提供できる産業として発展していくために取り組むべき方向性について、幅広い関係者で議論を行うため、2016 年 4 月に「内航海運の活性化に向けた今後の方向性検討会」を設置した。以降、計 8 回にわたり議論を重ねる中で具体的施策まで踏み込んだ検討を行った。

この検討の成果として、2017 年 6 月に「内航未来創造プラン～たくましく 日本を支え 進化する～」がとりまとめられた。

① 「内航未来創造プラン～たくましく 日本を支え 進化する～」の概要

「内航未来創造プラン」では、概ね 10 年後を見据えて内航海運が目指すべき将来像として「安定的輸送の確保」と「生産性向上」の 2 つを軸に位置づけている。そして、これらを実現するために必要な具体的施策等について「①内航海運事業者の事業基盤の強化」「②先進的な船舶等の開発・普及」及び「③船員の安定的・効果的な確

保・育成」の 3 つの分野に大別して、新たな制度の構築、関連制度の見直し、技術開発・普及等の海事メニュー全般にわたる施策がとりまとめられている。

具体的には、

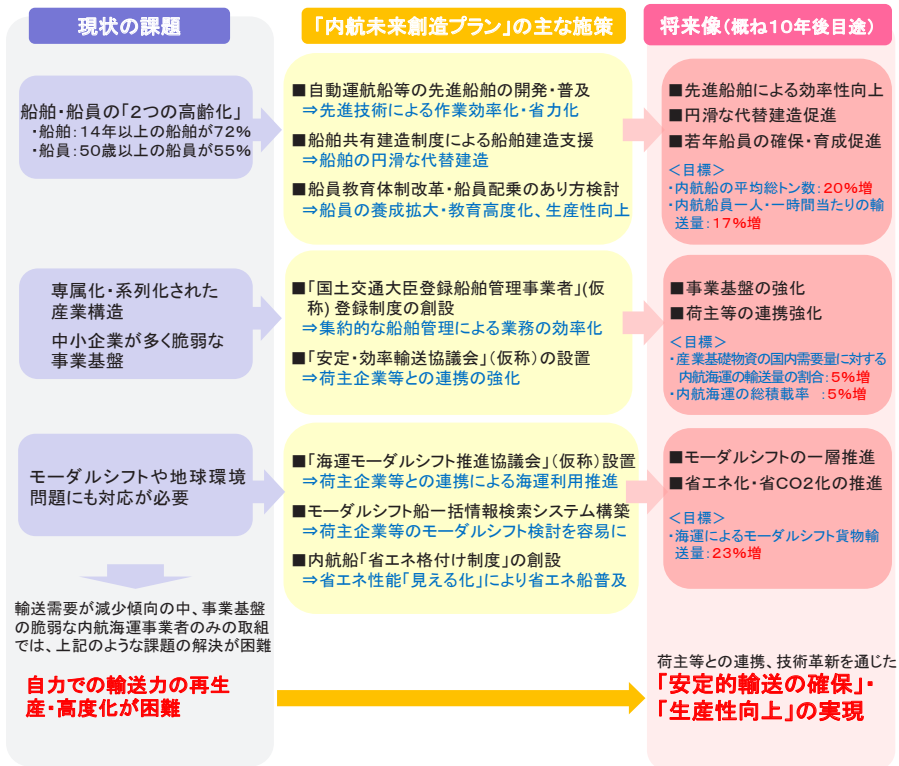
1. 船舶管理会社の活用促進による管理業務の集約化・効率化を通じた事業基盤の強化を図るための「国土交通大臣登録船舶管理事業者」(仮称)の創設、荷主・海運事業者間の連携強化のための「安定・効率輸送協議会」(仮称)の設置と同協議会における課題解決に向けた具体的取組の推進等
2. 省力化や安全性向上に資する自動運航船等 IoT 技術を活用した船舶の開発・普及、労働環境に優れた船舶等の導入促進等
3. 高等海技教育の実現に向けた独立行政法人海技教育機構等の船員教育体制の抜本的改革、労働環境の優れた職場の PR 等の船員のための魅力ある職場づくり等による船員の就業・定着促進、船員配乗のあり方の検討等の働き方改革等、の施策を実施することとしている。併せて、各施策の実施スケジュールや目標を可能な限り明らかにするとし、同プランに基づく施策全般の効果の検証・評価に資するための指標も設定している。

今後は、同プランに提示された各施策について、内航海運事業者、荷主企業、船員等必要な関係者と十分連携し、それぞれの実施スケジュールに基づき着実に推進することに加え、設定された数値目標等の達成に向けての取り組み等を通じて、内航海運を巡る様々な諸課題に対応し、「安定的輸送の確保」と「生産性向上」の実現を目指すこととしている。

図表 I-3-1 「内航未来創造プラン」で提示された具体的施策

1. 内航海運事業者の事業基盤の強化	2. 先進的な船舶等の開発・普及	3. 船員の安定的・効果的な確保・育成
<p>○船舶管理会社の活用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「国土交通大臣登録船舶管理事業者」(仮称)登録制度の創設 (H30-) <p>○荷主・海運事業者等間の連携による取組強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「安定・効率輸送協議会」(仮称)の設置 (H29-) <p>○新たな輸送需要の掘り起こし</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「海運モーダルシフト推進協議会」(仮称)の設置 (H29-) ・モーダルシフト船の運航情報等の一括検索システムの構築 (H29-) <p>○港湾インフラの改善・港湾における物流ネットワーク機能の強化 等</p>	<p>○IoT技術を活用した船舶の開発・普及～内航分野のi-Shippingの具体化～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動運航船 (Auto-Shipping) の開発 (H37 目指) <p>○円滑な代替建造の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(独)鉄道建設・運輸施設整備機構の船舶共有建造制度による優遇措置の拡充 (H30-) <p>○船舶の省エネ化・省CO2化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内航船「省エネ格付け」制度の創設・普及 (H29～暫定試行、H31～本格導入) ・代替燃料の普及促進に向けた取組 (「先進船舶」としてのLNG燃料船の普及促進) <p>○造船業の生産性向上</p>	<p>○高等海技教育の実現に向けた船員の教育体制の抜本的改革</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(独)海技教育機構の4級海技士養成課程における教育改革(養成定員拡大等) <p>○船員のための魅力ある職場づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・499総トン以下の船舶の居住区域を拡大しても従前の配乗基準を適用するための検討、安全基準の緩和 (H29-) ・船内で調理できる者の人材の確保 ・船員派遣業の許可基準の見直し (H29-) 等 <p>○働き方改革による生産性向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船員配乗のあり方の検討 (H29-) 等
<p>4. その他の課題への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○内航海運暫定措置事業の現状と今後の見直し等を踏まえた対応 ○船舶の燃料油に含まれる硫黄分の濃度規制への対応 ○海事思想の普及 		

図表 I-3-2 「内航未来創造プラン」の効果



②「内航未来創造プラン」の主な施策例

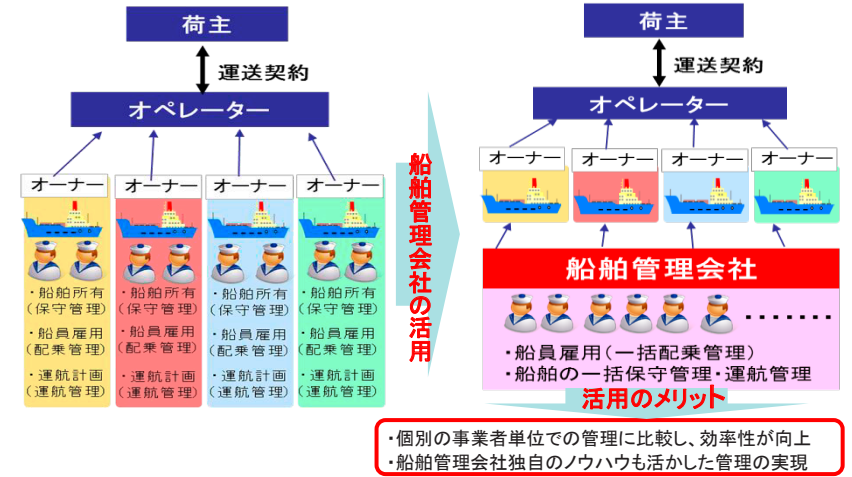
【船舶管理会社の活用促進（「国土交通大臣登録船舶管理事業者」(仮称)登録制度の創設）】

現在、多くの内航海運事業者は船舶の保守管理や船員の雇用・配乗等の業務を自ら行っているが、これらの業務を船舶管理会社に委託することで、集約的な船舶管理による効率性の向上や船員の安定的確保の実現による事業者の事業基盤の強化に寄与することが期待される。

しかしながら、現状において、具体的な効果が不明確、管理レベルへの不安がある等の懸念から、内航海運事業者による活用は一部に止まっている状況にある。

このため、一定水準以上のサービスを提供する船舶管理会社についての国土交通大臣による登録制度を2017年度中に創設し、2018年度より運用を開始することで一定の品質確保を行うこととする。これにより、内航海運事業者による船舶管理会社の活用を促進し、船舶管理の効率性の向上や船舶管理会社独自のノウハウも活かした管理の実現を図ることで、内航海運業の事業基盤の強化を推進する。

図表 I-3-3 船舶管理会社の活用促進



(3) 内航海運暫定措置事業

内航海運は、1949年の運賃統制解除に伴い、主要エネルギーである石炭の担い手であった木船運送事業者の過当競争が激化し、さらに1960年代前半、中小零細事業者の乱立、石炭から石油へのエネルギー転換に伴い木船を中心とした船腹過剰が深刻化した。こうした状況を背景として、1966年に、船腹過剰対策としてスクラップ・アンド・ビルド方式による船腹調整事業が日本内航海運組合総連合会により実施された。

一方、「規制緩和推進3カ年計画」(1998年3月閣議決定)における運輸事業の需給調整規制撤廃方針により船腹調整事業も解消され、1998年4月より船腹調整事業の解消に伴う経済的影響を考慮したソフトランディング策として、日本内航海運組合総連合会により「内航海運暫定措置事業」が実施されているところである。

「内航海運暫定措置事業」は保有船を解撤等した者に対して交付金を交付するとともに、船舶を建造等する者から納付金を納付させ、収支が相償った時点で終了することとなっているが、2015年度に解撤等交付金の交付は終了しており、国土交通省が作成した資金管理計画においては、2023年度までに収支が相償い同事業が終了する見込みとなっている(2017年3月末時点)。

図表 I-3-4 内航海運暫定措置事業

